

## ○ 公文書管理条例（仮称）の制定について

### 1 概要

現在、県では、公文書管理に係る基本的な考え方を定める、（仮称）千葉県公文書の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）の制定に向けた検討が進められており、令和8年5月15日（第1回）、6月10日（第2回）、7月15日（第3回）に「千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議」が開催されたところである。

この検討会議では、文書管理の在り方等の諸課題について多角的に検討を進めることとなっている。

#### ※ 検討会議委員

大林 啓吾 （慶応義塾大学法学部 教授）

小関 悠一郎（千葉大学大学院 教育学研究院 教授）

谷 麻衣子 （佐野総合法律事務所 弁護士）

富沢 昇 （千葉県産業振興センター 理事長）

松島 隆一 （東京大学空間情報科学研究センター 特任研究員）

### 2 情報公開条例との関係について

#### （1）行政文書の定義（2条2項）の整理

現行の情報公開条例では、県の文書館等の施設において歴史的文化的資料等として特別の管理がなされているもの（2条2項2号）は、開示請求の対象となる「行政文書」から除外している。

一方、公文書管理条例では「行政文書」について定義するほか、新たに「特定歴史公文書※」を定義し、その閲覧・写しの交付等を同条例の利用請求手続により規定することが検討されている。

このため、情報公開条例の「行政文書」の定義については、公文書管理条例の制定に伴い、それぞれの条例における規定内容等に照らし、何らかの整理が必要になるものと思われる。

※ 特定歴史公文書…保存期間が経過した行政文書で、保存期間経過後、歴史資料として重要であるとして文書館に移管された文書

#### （2）行政文書の管理規定（29条）の整理

現行の情報公開条例29条では、行政文書を適切に管理すること（1項）及び行政文書の作成・保存・廃棄等に関して必要な事項を定めて公表すること（2項）を規定しているが、この文書の管理に関する基本枠組みは、公文書管理条例の制定により、同条例において体系的に規定されることとなる。

このため、情報公開条例29条については、公文書管理条例の制定に伴い、削除を含めて何らかの整理が必要になるものと思われる。